

危険物製造所等の仮使用承認申請に関する承認基準

第1 承認基準（消防局基準）

1 仮使用の範囲

仮使用できる範囲は、変更許可申請に係る部分以外で、かつ、当該変更工事の内容が火災予防上支障がないと認められる範囲に限ること。（昭和46年7月27日消防予第105号）

2 安全対策等

(1) 仮使用部分と工事部分は、工事内容に応じた適切な防火区画（不燃区画以上であること。）が設けられていること。ただし、工事内容等から判断して防火区画を設けなくても火災予防上支障がないと認められる場合には、工事部分を柵等により区画することで防火区画に代えても差し支えない。

(2) 仮使用場所の上部で工事を行う場合は、火花、工具等の落下を防止するための水平防火区画が設けられていること。ただし、水平防火区画の工事によって仮使用条件に変更が生じる場合は、仮使用の承認が無効となることがあるので注意すること。

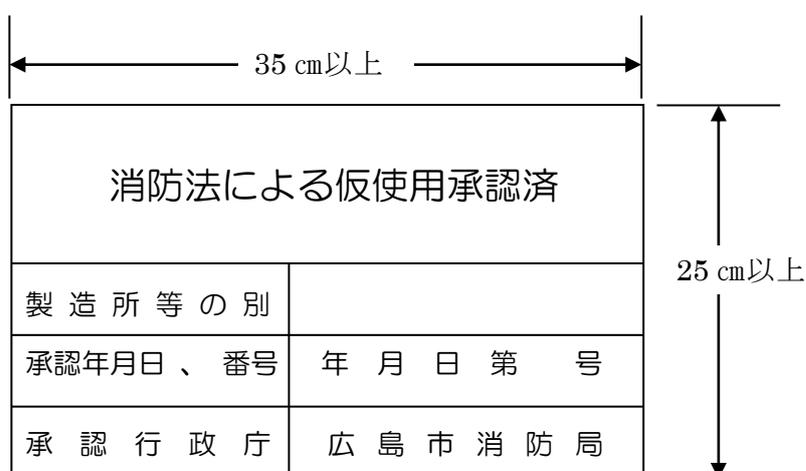
<例>

給油取扱所が全面改装している場合で、その一部を屋外の形態で仮使用しているとき、その上部に上屋を設けたことにより形態が屋内に変わり、仮使用の条件が崩れる場合

(3) 工事部分には、第4種の消火設備が設置されていること。ただし、工事内容により、火災発生危険が少ないと認められる場合は、第5種の消火設備の消火器（10型）を2本以上設置することで第4種の消火設備に代えることができる。

(4) 危険物保安監督者と工事責任者は、相互に連絡を密にして、危険物施設及び工事の安全管理に万全を期すこと。

(5) 仮使用期間中は、次の例による掲示板を掲げること。（昭和46年7月27日消防予第105号）



3 その他

(1) 承認申請の時期

- ア 仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受付けることができる。
- イ 変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けていること。